

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成27年10月30日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 川徳商事株式会社

イ 株式会社新栄

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 緑が丘ショッピングセンター 盛岡市緑が丘四丁目1番50号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成28年1月2日

(5) 変更の理由 来客の利便性の向上のため

2 届出年月日 平成27年10月19日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所